

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方	870

				メートルにつき 1年	
	その他のもの			占用面積1平方 メートルにつき 1年	850
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートル につき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの				26
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの				260
	外径が1メートル以上のもの				510
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運 行補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設 けるもの	長さ1メートル につき1年	3
			その他の もの		9
		道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類		1本につき1年	680
		その他のもの	上空に設 けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	430
	地下に設		260		

			けるもの		
	その他のもの				850
法第32条第1項第4号に掲げる施設					850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430	
	地下に設ける通路			260	
	その他のもの			850	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	9
		その他のもの		1本につき1月	87
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設である	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	9
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	87		

	ものを除く。)				
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	870	
		その他のもの		430	
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方	850	
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			メートルにつき 1 年	A に 0.031 を 乗じて得た額	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方 メートルにつき	87	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			1 月	85	
令第 7 条 第 8 号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	A に 0.014 を 乗じて得た額	
	上空に設けるもの			A に 0.017 を 乗じて得た額	
	地下 (トン ネルの 上の地 下を除 く。) に設け るもの	階数が 1 のもの		A に 0.004 を 乗じて得た額	
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を 乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を 乗じて得た額	
その他のもの			A に 0.025 を 乗じて得た額		
令第 7 条 第 9 号に 掲げる施 設	建築物			A に 0.019 を 乗じて得た額	
	その他のもの			A に 0.014 を 乗じて得た額	
令第 7 条 第 10 号に 掲げる施 設及び自 動車駐車	建築物			A に 0.022 を 乗じて得た額	
	その他のもの			A に 0.014 を 乗じて得た額	

場			
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を 乗じて得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下に 設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の周南市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の道路に係る占有について適用し、同日前の占有については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市道路占用料徴収条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条第1項1にげ工物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>420</u>	法第32条第1項1にげ工物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>480</u>
	第2種電柱		<u>650</u>		第2種電柱		<u>730</u>
	第3種電柱		<u>880</u>		第3種電柱		<u>990</u>
	第1種電話柱		<u>380</u>		第1種電話柱		<u>430</u>
	第2種電話柱		<u>610</u>		第2種電話柱		<u>680</u>
	第3種電話柱		<u>830</u>		第3種電話柱		<u>940</u>
	その他の柱類		<u>38</u>		その他の柱類		<u>43</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	4	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>2</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>3</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>370</u>	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>420</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>230</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>260</u>		

現行				改正案			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>760</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	<u>960</u>		広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	<u>870</u>
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	<u>760</u>		その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	<u>850</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>16</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.4メートル以上		<u>160</u>		外径が0.4メートル以上		<u>180</u>

現行					改正案				
	0.7メートル未満のもの					0.7メートル未満のもの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260
	外径が1メートル以上のもの			450		外径が1メートル以上のもの			510
法第32条第1第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に定める運行の対するその他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2	法第2条第2項第5号に定める運行の対するその他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		8		その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を示す標柱その他の柱類		1本につき1年	610	道路の構造又は交通の状況を示す標柱その他の柱類		1本につき1年	680
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1メートルにつき1年	380	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1メートルにつき1年	430	
		地下に設けるもの		230		地下に設けるもの		260	
	その他のもの			760	その他のもの			850	

現行

改正案

現行				改正案							
法第32条第1項第4号に掲げる施設				760		法第32条第1項第4号に掲げる施設				850	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		480		上空に設ける通路		430				
	地下に設ける通路		290		地下に設ける通路		260				
	その他のもの		760		その他のもの		850				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		9	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		96		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		87		
道路法施行令(昭	看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		96	道路法施行令(昭	看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		87

現行

改正案

27政令第479号。下の「 」。第1条に 掲げる物	を 除く。)	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>960</u>
	標識		1本につき 1年	<u>610</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき 1月	<u>96</u>
	幕（令第4号に掲げる工事用施設を除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>10</u>
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>96</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	<u>960</u>
		その他のもの		<u>480</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1	<u>760</u>
	令第7条第3号に掲げる施設		ルにつき 1	Aに <u>0.033</u> を

27政令第479号。下の「 」。第1条に 掲げる物	を 除く。)	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>870</u>
	標識		1本につき 1年	<u>680</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	<u>9</u>
		その他のもの	1本につき 1月	<u>87</u>
	幕（令第4号に掲げる工事用施設を除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>9</u>
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>87</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	<u>870</u>
		その他のもの		<u>430</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1	<u>850</u>
	令第7条第3号に掲げる施設		ルにつき 1	Aに <u>0.031</u> を

現行

改正案

		年	乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下(トンネルの地上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			

		年	乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	87	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下(トンネルの地上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			

現行

改正案

令 第 7 条 第 9 号 掲 げ る 設 施	建築物	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの	A に <u>0.013</u> を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 10 号 掲 げ る 設 び 動 駐 車 場	建築物	A に <u>0.023</u> を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの	A に <u>0.013</u> を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 11 号 掲 げ る 急 設 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具		A に <u>0.033</u> を 乗 じ て 得 た 額

令 第 7 条 第 9 号 掲 げ る 設 施	建築物	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの	A に <u>0.014</u> を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 10 号 掲 げ る 設 び 動 駐 車 場	建築物	A に <u>0.022</u> を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの	A に <u>0.014</u> を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 11 号 掲 げ る 急 設 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額
	上空に設けるもの	A に <u>0.022</u> を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの	A に <u>0.031</u> を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具		A に <u>0.025</u> を 乗 じ て 得 た 額

現行				改正案			
令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの		A に 0.019 を 乗じて得た 額	令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの		A に 0.019 を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を 乗じて得た 額		上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を 乗じて得た 額
	その他のもの		A に <u>0.033</u> を 乗じて得た 額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて得た 額
(略)				(略)			